

岡山市建築物耐震診断業務委託仕様書

1. 適用範囲 本仕様書は、岡山市有建築物の耐震診断業務に適用する。
2. 委託業務名 山田最終処分場浸出水処理施設機械棟耐震診断業務委託
3. 履行場所 岡山市南区山田 2 2 4 0 番地
4. 建物概要 ＜別表＞のとおり

5. 業務概要

- ア 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成 7 年法律第123号 最終改正平成25年）及び「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号）に基づき、既存建物の構造等について調査し、総合的に耐震性能を診断する。
- イ 要求耐震性能を満足できない場合は、補強方法の概略検討を行い、補強工事の概算金額を算出する。

6. 調査・検討項目及び内容

（1）履歴・外観等調査

- ア 建物の増改築、被災、使用目的の変遷等の経歴を貸与資料や市監督員等からの聴取により調査・整理する。
- イ 目視により、建物に生じている変形、不同沈下、構造部材の損傷（コンクリートのひび割れ発生・剥離状況等）について現地調査する。
- ウ 非構造部材・仕上げの損傷状態、雨漏り、EXP. J の状況等、建物の劣化状況について現地調査する。

（2）設計図書と建物の比較調査・確認

現地調査を行い、貸与資料（設計図書）と実態の比較調査・確認のうえ、実態に基づいて診断を行う。

図面がない場合の図面復元は、耐震診断のための意匠図、構造図の復元とする。また、上記に加え以下の現地調査を行う。なお、現地調査完了後の調査箇所は、調査前の状態に復旧すること。

~~1. 鉄筋コンクリート造の建物~~

~~柱（柱形状、各工期、各階毎に 1 個所の研り調査とする。）~~、~~壁（壁厚、各工期、各階毎に 1 個所の研り調査とする。）~~の調査及び非破壊鉄筋探査（各階の柱形状で調査可

~~能な柱・各階の柱・梁の接合形状毎の調査)を行う。~~

2. 鉄骨造の建物

柱（2ヶ所以上の形状調査）、梁（2ヶ所以上の形状調査）、柱脚（2ヶ所以上の形状調査）とする。

~~(3) コンクリート強度等の調査 (RC造の場合)~~

~~コンクリート強度試験、コンクリート中性化試験等を行う。~~

~~コンクリートコア採取位置は、鉄筋位置等を探索し、市監督員と協議のうえ決定する。~~

~~採取部分は、無収縮モルタル等で埋め戻し現状に復旧する。コンクリート復旧後は、既存仕上げに変えてステンレスキャップ等によるカバーも可とする。~~

~~ア コンクリート強度試験及び中性化試験~~

~~建物の主要構造部からコンクリートコアを採取し、公的試験所等でコンクリート圧縮強度試験及び中性化試験を行い、試験結果報告書を提出する。~~

~~コンクリートコア採取は、各階（塔屋を含む）、各建設年毎に3箇所とする。~~

~~イ その他~~

~~必要な場合は、市監督員と協議のうえ、超音波探傷試験等を行う。~~

~~(4) コンクリート強度調査結果による業務の取扱い~~

~~ア 採取したコンクリートコアに低強度（13.5 N/mm²未満）のコアがあった場合は、市監督員に報告し、追加コア（柱あるいは梁を含む各構造部位）の採取について協議を行う。~~

~~イ 推定コンクリート強度が9.0N/mm²以上の場合は、耐震診断業務を継続するが、推定コンクリート強度が9.0N/mm²未満の場合は、耐震診断業務を中断し、その後の業務内容については市監督員と協議のうえ決定する。（原則として、耐力度調査へ切替え）~~

7. 耐震診断の方法と耐震性能の検討、判定

(1) 耐震診断の方法

ア 設計図書をもとに、各種構造に適合した以下の基準に基づき耐震診断を行う。

- ・「2017年改訂版 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説」（（一財）日本建築防災協会）・・・「第2次診断」（必要がある場合は、併せて「第3次診断」）
- ・「2009年改訂版 既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説」（（一財）日本建築防災協会）・・・「第2次診断」（必要がある場合は、併せて「第3次診断」）
- ・「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」（（一財）日本建築防災協会）・・・「第1次診断法」または「第2次診断法」
- ・「2025年改訂版 耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」（（一財）日本建築防災協会）
- ・「屋内運動場等の耐震性能診断基準（平成18年版）」（平成18年5月19日文科施第71号）

また、建物全体で耐震診断を行うとともに、必要に応じてゾーニングを行い、そのゾーニング毎に耐震診断を行うこと。

イ 建物に付属した屋外鉄骨階段等については、別途保有耐力を算出する。

ウ 高置水槽等の建築設備については、建築設備耐震設計・施工指針 2005年版（（財）日本建

策センター発行) に準ずる。

(2) 耐震性能の検討、判定

構造耐震判定指標 (Iso) は (1) アの各基準による。

- ・地域係数 (Z) = 0.9
- ・用途指標 (U) = ☒ 1.0 ☐ 1.1 ☐ 1.25 ~~(適用は別表による。)~~

8. 耐震補強案の作成及び概算工事費の算出

構造耐震指標 (Is) $\geq$ 構造耐震判定指標 (Iso)、かつ、鉄骨造の場合は q、RC造・SRC造の場合は $C_{TU} \times S_D$ が 7. (1) アの各基準による数値を満たす耐震補強案を作成するとともに、補強案の概算工事費の算出を行う。

(耐震補強案作成、工事費算出の目的は、構造・機能・工期・経費面を考慮し、総合的に最も望ましい補強方法(案)を提案、概略の補強工事費を算出し、耐震補強に要する経費の「参考」とするものである。)

9. 提出図書(成果物)

品 名	数 量	備 考
報 告 書	2 部	・書式は、(社)岡山県建築士事務所協会作成の耐震診断マニュアルに準ずること。 (本調査で取得した資料及び撮影した写真(カラー)を含む。) A 4 判
打合せ、データ記録	1 部	A 4 判

※報告書については、併せて電子納品も行うこと。

- ・提出媒体はCD-R、CD-RW (700MB) とする。
- ・CADデータの提出は、JWC又はJWWで読み込み可能な形式とする。

10. 受注者の遵守事項

(1) 受注者は、建築基準法その他関係法令を熟知のうえ、業務を遂行しなければならない。

(2) 提出書類等

ア 受注者は、業務の着手にあたり、業務着手届及び業務計画書(作業工程表及び担当者・協力事務所名簿)を提出し承諾を得なければならない。

イ 受注者は、業務遂行上、内容等に疑義を生じた場合は、すみやかに質疑書を提出し、指示を受けなければならない。

ウ 受注者は、業務((4)耐震診断評価を含む。)を完了したときは、直ちに業務完了届、及び成果物・成果物写真・成果物一覧表を提出し、検査を受けなければならない。

(3) 打合せ等

ア 受注者は、市監督員及び施設管理者その他関係者に対して緊密に連絡をとり、業務の円

滑な進捗を期さなければならない。

イ 受注者は、関係官公庁及びその他関係者への照会等は、原則として、市監督員の承諾を得て行わなければならない。

ウ 受注者は、前各項の内容等を打合せ記録簿に記録し、業務完了時に提出しなければならない。

~~(4) 耐震診断評価~~

~~ア 受注者は、耐震診断後、直ちに「既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会」登録の耐震判定委員会に対し「建築物耐震診断等判定」の申込みを行い、耐震診断評価を受けなければならない。~~

~~なお、評価申請手数料は業務委託料に含むものとする。~~

~~イ 受注者は、耐震判定委員会より診断に係る説明要請がある時は、説明に出向くこと。~~

(5) ワンデーレスポンス

監督員及び受注者は、ワンデーレスポンス※に努めること

※ワンデーレスポンスとは、問い合わせ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

(6) ウィークリースタンスの推進

ア 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者間で設計業務等の業務環境を改善し1週間における就業環境改善の取組）の対象業務であるため、以下の①～⑨について受発注者の協力のもと取組むものとする。

- ① 月曜日（休日明け）を依頼の期限日としない。
- ② ノー残業デー（水曜日）は、勤務時間外の依頼及び16時以降に打合せはしない。
- ③ ノー残業デー（水曜日）に資料作成の依頼を行う場合は、翌日（木曜日）を期限日としない。
- ④ 金曜日（休前日）に新たな依頼をしない。
- ⑤ 資料作成等作業依頼を正規の勤務時間以外には行わない。
- ⑥ 打合せの開始時に終了時刻を定め、原則その時刻内に完了する。
- ⑦ 昼休みや午後5時以降開始の打合せをしない。
- ⑧ 作業内容に見合った作業期間を確保する。（休日等に資料を作成しなければならない状況が発生しないよう配慮する。）
- ⑨ その他、任意に設定。

イ ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって「ウィークリースタンス推進チェックシート（初回打合せ時）」を基に決定する。取組期間については、初回打合せ時（実施内容を設定した日）から工期末までとする。

ウ 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

エ 成果物納入時の打合せにおいて、実施結果（効果・改善点等）を受発注者双方で確認し、「ウィークリースタンス推進チェックシート（実施結果）」に記入し打合せ記

録簿で提出し、共有する。なお、「ウィークリースタンス推進チェックシート」の様式は岡山市監理検査課のホームページで入手できます。

(7) 成果物の提出

受注者は、履行期限の24日前までに全ての成果物を監督員に提出し、課内検査を受けること。修正等の指摘が出た場合には、履行期間内に終わらせること。

(8) その他

- ア 業務上知り得た事項は、他に漏らしてはならない。
- イ 電算ソフトを使用する場合は、市監督員と協議すること。
- ウ その他、定めのない事項については、市監督員と協議のうえ決定する。

<別表>

建物 番号	施 設 名	建物用途	棟 番号	構 造	数 階			建 築 年	建 築 月	床面積 (㎡) 塔屋・地下含む	ピロティ 他 (㎡)	延床面積 (㎡)	意匠図 の有無	構造図 の有無	点検口 設置数	
					地 上	地 下	塔 屋								天 井	床
鉄骨造　－　1棟																
1	山田最終処分場浸出水処理施設	機械棟	1	鉄骨造	2	0	0			231	0	231	有	有	0	0
	棟　小計		1						延床面積小計			231				